

# 保護者の皆様へ

東京都立国立高等学校長

岸田 裕二

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません）。

これらの感染症（下記の参考資料参照）の可能性があり、欠席させる場合は、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また受診の結果についても速やかに連絡をお願いいたします。

医師の指示により、他への感染のおそれがないと判断され、生徒等を登校させる際には、下記の「学校感染症による欠席届」は切り取らずに担任へご提出ください。

※ 疾病の状況により、医師の証明書等を提出していただく場合がありますのでその旨ご了承ください。

## 《参考資料》 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

\* 網掛け部分は、学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成27年1月21日から施行

学校保健安全法施行規則

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水疱(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消滅した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他、学校教育活動を通じ流行を広げる可能性のある感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病) ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など条件により出席停止となる

## 学校感染症による欠席届

都立国立高等学校学校長殿

年 組 番 氏名

診断名

\*出席停止期間については、医師に確認してください。

出席停止期間 発症日 月 日( ) から 月 日( ) まで

月 日( ) より登校します。

受診した医療機関名

医師名

平成 年 月 日

保護者名

印

文書の流れ

保護者⇒担任⇒保健部(養護教諭)⇒教務部(保管)

\*担任は別途、教科担当にも連絡してください。